

ヘゲデューシュ・アンドラーシュ著
平泉公雄訳

『社会主義と官僚制』

大月書店 1980年 302ページ

I

10月ロシア革命によって国家権力を獲得した共産党が、その後の社会主義建設のプロセスにおいて、一党制下に国家機構と癒着してしまい、その結果ソ連邦で強固な官僚制支配が形成されてきた、という負の歴史的経験は、大部分の東欧諸国でも多かれ少なかれ共通に見られる現象であり、それはマルクス主義的な共産主義理念にとって深刻な脅威となっている、といっても過言ではない。それゆえ、現代社会主義における官僚制の問題は、解明されるべき焦眉の課題だとみることができる。だがそれにもかかわらず、この問題の本格的検討は長いこと閑却されてきており、近年ようやくその緒についたばかりというのが実状である。研究がこのように立遅れた事情としてはいくつかの要因を考えることができるが、なかでも、大部分のソ連・東欧諸国において官僚制支配の問題の存在自体が公式見解によって強く否定されてきたこと、西側に住む社会主義研究者にとって、社会主義下の官僚制の複雑な実態を具体的に分析するにはあまりにも情報不足であったこととの二つは、看過できない要因である。ハンガリーの社会学者、ヘゲデューシュによって書かれた本書は、社会主義下の官僚制の問題がこのような研究状況にあるとき、社会主義体制内部に生活する研究者がこの問題に真正面から取り組んだ成果だという点で、われわれにとって待望の書だといえる。しかもそれは、社会主義国の首相、統計局副長官など国家機構の重要ポストを体験し、それを内部から観察したことのある人物によって執筆されたという大変ユニークな書物でもある。このような意味で、その邦訳出版は時宜にかなった有意義なものであり、本訳書に対するわれわれの期待と関心もおのずと高まらざるをえないのである。

II

本書の目的は、社会主義において官僚制の存在自体は不可避だとみなしつつ、官僚制が官僚制支配へと硬直化することを阻止する社会的条件を解明することにある。そのために著者が考慮している方法上の留意点は、(1)「ザイン」と「ゾレン」とを対置するのではなく、社会

主義的価値が可能性の枠内で最大限実現されるような現状変革の選択肢を追求するという論理の採用、(2)本書で展開される理論の適用範囲の東欧地域への限定、すなわち西欧とは異なる東欧の歴史的・社会的条件の特殊性の強調、(3)最適化（経済効率の最大化）と人間化（疎外の克服）の二つの規準の統一的追求という観点の保持の3点に要約できよう。そしてこのようなアプローチの成果として著者が提示する結論は、官僚制に対する社会的統制にほかならない。そこで以下では、社会的統制の導出の論理およびその特徴を明示するために、本書の概要を順を追って紹介することにしたい。

III

本訳書の構成は1976年公開の英語版と若干異なるが、そのおもな相異点は、英語版に納められていた「官僚主義と行政の社会病理学」など3論文とあとがきが割愛され、そのかわりに「日本語版への序文」（1978年）と「公開書簡——民主主義と社会主義。東と西で」（1977年）が採録されている点である。本訳書第1章から最終章の8章までは、著者がハンガリー社会主義労働者党（以下、ハンガリー共産党と略称する）から除名される以前の、1966年から1970年までのあいだに、ハンガリー国内の公刊誌に発表した論文から成りたっている。

「日本語版への序文」は、本書収録論文中もっとも遅く書かれたものであり、他論文の議論がここで総括されている。またハンガリー事件当時首相をつとめていた人物が、その後社会学研究に転じ、しかも現代社会主義の権力構造全体の解明のためには、官僚制分析が内在的社会主義批判の中心的位置を占める必要があるという、確信に到達するまでの経緯が述べられている。

第1章「マルクスと官僚制の基礎」では、官僚制という概念は、社会的分業の一定の発展段階において必然的に形成される、専門統治機能を担いつつ同時に独自の利害と目的を追求する社会階層と理解すべきである、と主張されている。すなわち、官僚制は所有階級が所有権行使の機能と統治機能とを直接担うことができなくなり、この機能をヒエラルヒー的に組織された専門家集団に委ねざるをえなくなったような、分業の発展段階で形成されるものであり、それゆえ官僚制はつねに他者から権力を賦与され他者の名において行動するものであるが、しかしマルクスが述べたように、官僚制は独自の利害・目的をもつものであって、一定の歴史的条件下では、自立的権力にさえ成長しうるものなのである。そして、資本主義

社会では全般的官僚制が進んでいるが、社会主義社会だからといって官僚制の問題が無くなるわけでは決してなく、ただその出現の形が異なるにすぎないと論じられている。

第2章「官僚制的関係と社会主義」において、著者は、社会主義社会の数十年の歴史のなかで官僚制的関係が社会的必然として押しとどめようもなく発達してきた、という経験を解明するために、(1)直接生産者から分離され社会的分業の一環として管理・統治機能を担う専門家集団は社会主義で必要かどうか、(2)必要だとした場合、この集団は独自の利害・目的をもつ集団なのかどうか、という二つの問いを発し、この問いに対して次のような答を与える。すなわち、社会主義のもとで支配的な所有関係——たとえば国家的(全人民的)所有——は、法律上の所有者に直接的な所有権行使の可能性をいまだ保証できず、専門知識をもって統治と管理を職業的に担いつつ同時にこのことを独自の利害ともしている専門家集団に、所有権行使を委ねざるをえない以上、官僚制は社会主義段階では歴史的必然だ、というのがそれである。しかしこの必然性の指摘と同時に、社会主義下の官僚制は、社会的所有に規定されて官僚制を抑制しようとするきわめて強力な社会勢力が形成される点で、没官僚制としての側面をも持つがゆえに、資本主義の場合と異なることが力説される。そして著者は、官僚制支配を阻止する闘争において最大の影響力をもつのは共産党であるとみなが、しかしその共産党自体も官僚制的関係を内部にもつのであって、せいぜい社会組織である共産党の方がその克服が一層容易であるというにすぎないから、この闘いの成功は、ひとえに共産党がこの目標をみずからのものとした場合にのみ、その程度に応じてのみ現実化されうると論ずる。この点に関するハンガリーの共産党の著者の評価は、多分に肯定的である。

第3章「经济管理と社会的従属」では、社会的統制の新しい形態の一つである企業監督委員会の設置の必要が論じられている。その要旨はほぼ次の通りである。すなわち、過度に集権化された国権主義的経済管理のもとでは、ヒエラルヒー化と規格化とが進展し、上級機関が社会的利益の唯一の代表者としてふるまい、多数の命令・規則の厳格な遵守が最大の任務とされる結果、社会的統制は形骸化する。なぜなら下級レベルでは上級機関の意思が決定的役割を演じ、現場の党組織や労働組合の役割は従属的になるからである。他方上級機関では、ヒエラルヒー的支配・従属関係はむしろ形骸化され、党による点

検が支配的になる。したがって結局は共産党の政治的点検が社会的統制の事実上唯一の形態となる。ところで、過度に進展したヒエラルヒー化と規格化による経済効率の低下を、企業自立性の拡大を通じて克服するために、経済改革が実施されると、企業内管理機構は自己の局部利害の重視の傾向を強め、上級機関と社会的統制からの独立化志向を強める。

以上のように、共産党が社会的統制を遂行しうるか否かがきわめて重要になるが、これは一概にはいえない。というのは、このことは、党管理機構が国家機関とどの程度まで融合しているか、また党管理機構が社会的統制をどの程度まで自己の課題として自覚しているかに大きく依存するからである。また労働組合についてもほぼ同様のことがいえる。そこで共産党とも労働組合とも区別される別の新しい社会的統制の形態——企業監督委員会——が必要になる、というのがその要旨である。この委員会については、この種の統制が所有者ならびに当該利害関係集団メンバーとしての社会成員の権利であること、その任務は企業活動の点検と評価に限定されるべきこと、委員会メンバーは企業労働者集団からの被選出者と管理機構にかかわりをもたない専門家から構成されるべきことなどが強調されている。

第4章「社会発展の選択肢」は1968年のチェコ事件の直前に発表されたものであるが、著者はまず最初に、合理的選択を妨げるイデオロギーとして「民族マルクス主義」——ある国でつくりだされた解決方法を唯一可能なものとして賛美する理論——を告発し、「民族マルクス主義」の脅威が現実のものとなった一連の要因を指摘する一方で、社会科学が権力政治によって拘束されてはならない点を強調し、マルクス主義が形式の奴隷に身をおとさないためには、社会主義の多様な道が形成されたという事実を、もはや変えることのできない歴史的事実として明確に承認することが必要だと力説する。

ついで、本章の課題である権力構造あるいは国家権力の性格に関して、現代社会主義によって提示されている可能な三つの発展選択肢の検討に移る。第1は、普遍的利益の代表者である専門統治機構という構想であり、1920年代以降のソ連で形成されたものである。その特徴は専門統治機構の独自の利害の存在の否定にあり、この否定の保障を共産党に帰着させる点にある。第2は、第1選択肢の否定としてユーゴでつくりだされた社会的自主管理の構想である。その特徴は専門統治機構の不可避的官僚制化という命題から出発して、社会的自主管理へ

の移行を主張する点にある。これは第1選択肢に明確な疑問符を突きつけた点で歴史的意義が大きいとはいえ、自主管理のベールにかくれた専門統治機構の権力掌握という問題をもっている。両選択肢は、いずれも官僚制が社会主義発展の現段階で歴史的必然だという点を看過しているという理由で消去される。第3は、専門統治権力に対する社会の統制と支配という構想である。この統制を保障する方法として、(1)直接生産者のヘゲモニーの確立、(2)専門統治機構から独立した専門家の社会的統制への参加、(3)ロビーイズムを阻止する交代システムの導入、(4)専門統治機構内部への複数主義の導入が挙げられる。著者は第3選択肢の実現が共産党の機能変化——権力党から脱皮して社会的統制のために闘う党への変化——と不可分だとのべ、ハンガリーの共産党については、新経済システムの導入の中に、その自己再生能力の証を見ている。

第5章「『労働組合論争』の今日的意義」は、専門統治機構に対する社会的統制という第3選択肢の思想が、1920年から22年にかけてソ連で行なわれた「労働組合論争」のなかにすでに現われていたことを明らかにしようとするものである。すなわち、第1選択肢の作成者ともいべきトロツキー等の、労働組合の国家機関化の主張と、第2選択肢の擁護者ともいべき労働者反対派の、国家機関の労働組合化の主張との対立の渦中で、レーニンは整備された専門管理機構に対する社会的統制という構想のもとに、労働組合の任務を具体的に提示し、さらには労農監督部という新機関の創設を考えていたことが示されている。そしてハンガリーの労働組合の社会的統制機能については、それが監督委員会制度の導入に対する強力な抵抗の一翼になったという理由で、疑問視されている。そこで著者は、社会的統制機能を果たしうるのは、国家統治機関でもなければ官僚制化した労働組合機構でもなく、ただ労働者の複数の運動だけだと結論している。

第6章「所有関係の社会学的分析によせて」では、スターリン的図式主義的所有論を批判し、私的所有廃止後の所有関係における所有行為と占有を具体的に分析し、所有問題解決の展望を提出することが課題である。ここでいう所有行為とは、生産的労働者に対する統治、物の統治などのことであり、占有とは法律上の所有者から分離した制限付き所有行為のことである。著者は、ソ連・東欧諸国に成立した所有関係が私的所有の否定であることを確認したうえで、この所有関係の二つのジレンマを

指摘する。その一つは国家行政的占有と全社会的所有行為とのジレンマである。国家行政的占有は、国家行政機構が効果的社会的統制のもとにおかれる度合に応じて全社会的所有に転化するものであるから、社会・政治システムの民主化こそがこのジレンマ解決の鍵にほかならない。それでは民主化のために必要な条件は何か、著者が挙げるのは、(1)現実的選択肢間での意思決定の可能性、(2)経済問題での世論形成と、国会等における意思決定へのその影響力の行使、(3)専門統治機構指導者を国会議員等から除く排除原則、(4)国会議員らが専門統治機構から独立した専門家に依拠する可能性の4条件である。もう一つのジレンマは、企業的専門管理的占有と集团的企業的所有行為とのジレンマである。これは、企業監督委員会制度による社会的統制を通じて、また企業労働者集団の企業活動への関心の高揚を通じて解決される。この関心を高める方策としては、企業の自己投資分を持分証券の形でその形成に貢献した労働者に帰属させる制度——部分的所有と名づけられる——が提案されている。そして所有問題の解決は、ソ連・東欧諸国の経済発展が基本的必需品の充足という抑圧的強制から解放された段階に達し、所有関係の具体的形態も一層自由形成される状況にある以上、所有行為の異なる類型を条件に応じて適用することによってなされるべきだと論じられている。

第7章「レーニンと社会主義経済システムの選択肢」では、10月革命後の約5年間にレーニンの指導の下で形成された社会主義経済システムの2類型、すなわち、戦時共産主義期に形成された国家行政型システムと、ネップへの移行にともない形成された独立採算型システムとが検出されている。そして1960年代に後者のより首尾一貫した適用によってつくりだされた新システムすなわち社会主義的経営事業体型をくわえると、社会主義経済システムとして3類型が存在することが明らかにされている。

第8章「経済改革と社会主義的経済システムの基本類型」では、社会主義の具体的経済システムは非等質的であって、前章でのべた3基本類型のいずれか一つが全面的に支配するようなことはありえず、各経済分野の条件に応じて、それらが適切に適用されるべきであり、したがってまた経済改革の本質は集権化か分権化か、という点にあるのではなく、具体的経済システムにおける基本類型の役割変化にあるのだ、という主張が展開されている。また、それぞれの基本類型のもとで統治・管理機構

がどのような性格変化をこうむるのが具体的に考察されている。

「公開書簡——民主主義と社会主義 東と西で」は、東ヨーロッパにおける一党制のもとの民主化の可能性を論じたものである。著者は東西ヨーロッパ間には社会的・歴史的諸条件の根本的相違があるという認識から、多党制を主張する西ヨーロッパ社会主義と一党制が現実的である東ヨーロッパ社会主義とを対置する。すなわち、東ヨーロッパ社会に内在する深刻な緊張を解消しようとするこれまでの試み、(1)経済改革、(2)自主管理、(3)多党制、(4)社会的統制の四つの選択肢について、第1選択肢は、ハンガリーを含む大部分の国で強力な抵抗に遭遇して失敗したと評価し、第2選択肢は、社会主義下で官僚制が一扫できるという基本命題自体に誤りがありまた自主管理が事実上形骸化したという理由で消去し、第3選択肢は、東ヨーロッパでは一党制が多年にわたる既成事実であること、一党制は東ヨーロッパ社会における私有制廃止の前提条件であること、そこへの多党制の導入はきわめて深刻な国内的動揺をもたらし、この地域を長期的戦争の危険をはらむ紛争地帯にさせることを理由に拒否する。そして権力と社会的統制という社会の二極化を意味する第4選択肢については、共産党が重要な社会運動と社会勢力を自己の支配下に統合している条件のもとで、その実現が困難なことを指摘しつつも、それがおめでたい楽観主義ではないことの証拠として、経済的にかなり発達し、個人の確立をもたらす歴史過程が多少なりとも完了した社会では自治を欲する幅広い社会勢力が存在する事実を指摘し、この選択肢が今日は単に受動的願望であっても明日には能動的行動に転化するかも知れないと論じて、著者の夢を明日に託している。

IV

以上が本訳書の概要である。この紹介から明らかなように、著者は一党制下の社会的統制という新しい運動と組織を提起しているが、その論理がどれほど説得的であるかは疑問の生じるところといえよう。その問題点を3点にしぼってのべれば、第1は、著者が社会的統制の運動主体の形成について論じながら、多党制を拒否している点にある。社会的統制という具体的現実的運動の担い手は、社会的所有の権利意識や自治への願望をもつだけでなく、その実現をめざして実践活動を遂行する人々にほかならない。そしてこのような実践活動が可能であるためには、共産党が権力構造の中心機構となって国家機関

と癒着し、政治的、経済的、イデオロギー的、情報的独占を駆使して自己の反対者を排除し、政治的に重要なすべての社会運動と社会勢力を自己の支配下に統合している状況が廃絶されなければならない。しかも、このような状況の重要な一因は一党制にあるのだから、その状況の廃絶のためには少なくとも多党制の導入が必要になるし、またかりに一党制が当面やむをえないとしたら、それに多党制に近い機能を付与し将来の多党制を準備するような漸次的党機構改革が必要になる。したがって著者のようにこれらの点を回避していたのでは、社会的統制運動の今日の願望は明日もまた願望にとどまるのではないかと思われるのである。

第2の問題点は、経済改革という選択肢を失敗と評価して消去する点にある。たしかに大部分のソ連・東欧諸国で60年代の経済改革が中途挫折し、再集権化がすすんだという評価は妥当なところであるが、これは、現在も基本的には分権制が適用されているハンガリーにはあてはまらない。さらに、著者は集権的経済管理制度のもとでは企業レベルの社会的統制が形骸化せざるをえないことを認めているのだから、分権化による企業オートノミーの強化が企業レベルの社会的統制の実質化にとって必要条件であることを認めていることになり、したがって経済改革と社会的統制とを相互代替的選択肢に位置づけて両者を切り離すことは、首尾一貫性に欠けるように思われる。

第3の問題点は、自主管理の評価である。なるほど著者のいうとおり、自主管理理論が社会主義下で官僚制を廃絶できるかのように目標設定することには無理がある。しかしながら、ユーゴの自主管理制度において、専門管理集団が排除されているわけでは決してない。また確かに労働者自主管理制度が形骸化する傾向も見られるようであるが、それにしてもそれがなくならない場合にくらべて、企業における人間化規準の充足度は相対的に大きいかも知れず、さらに中央権力機構に対する生産的労働者の地位も相対的に強化されるかも知れないのである。他方社会的統制についていえば、外部的専門家の参加による点検・評価という特徴をもつとはいえ、労働者集団の意思形成による評価規準の設定や評価結果にともなう企業経営への介入の可能性が保障されなければ、どれ程の実質的統制ができるか疑問にならざるをえないし、また一党制下で共産党によって形骸化されるかも知れないのである。要するに国家機構や企業管理機構を社会が統制するという点で、自主管理制度がどんな長所と短所をもつ

か具体的に分析する必要があり、それなくしてこの選択肢を否定するのは、せつかくの歴史的経験を無駄にすることになりはしないかと思われるのである。以上、社会主義のもとで官僚制支配を防ぐためには、少なくとも著者が相互代替的とみなすこれら四つの選択肢を総合するような複合的アプローチが必要になるのではないか、というのが私の感想である。

本書は以上のような問題点をもつと思われるが、しかしそれを補ってあまりあるほどの長所をもつものである。第1に、大部分の論文は、ハンガリーの共産党によるマスコミ独占という制約のもとに公刊誌に発表されたものであるが、その中で共産党の官僚制化、共産党管理機構と国家機関との癒着、権力党から社会的統制のために闘う党への共産党の機能転換の必要などを指摘し、経済改革において最適化基準だけでなく人間化規準をも追求するように訴えて、共産党にその変容をせまった著者の態度は十分評価に値するといえよう。

第2に、著者が第2章では社会的統制を担う社会勢力

の存在を社会的所有という条件から導出しておきながら、第6章では社会的所有が社会的統制を通じて実現されると論じたことは循環論法のようにも見えるが、しかし国家的所有（国家行政的占有）が社会的所有に転化するためには社会的統制と民主化が必要不可欠だという命題自体は真理であって、両者をアプリオリに同一視する従来の理論を克服している点で、所有論における著者の貢献も少なくないと思われる。

第3に、本書は現代社会主義のもとでの官僚制というテーマに関して、多分最も包括的な検討を与えた書物の一つであって、そこには多数の基本的論点が提示されており、これらは散見される官僚制問題の具体例とともに、今後の検討と考察の出発点となりうるものである。この意味で本書はこのテーマに関心をもつ人々にとって必読の書であるといえよう。なお、著者の議論の背景となっているハンガリーの政治・経済事情については、訳者あとがきが詳しいので参考になろう。

（一橋大学助教授 西村可明）